

自治基本条例の検討項目一覧

※ 下線: 変更あり

| 審議 | 大項目 | 小項目 | 内 容 |
|-----|-----------|-----------|--|
| 審議済 | 前文 | | ・自治体の歴史や自然環境などの特色 ・条例制定の由来や背景 ・自治やまちづくりの方向性、理念 など |
| | | | ・条例制定の目的 |
| | 総則 | 定義 | ・条文に頻出する用語の意味を明確にし、解釈上の疑義をなくすために規定するもの ・「市民」「まちづくり」「参画」「協働」など広義に解釈される用語の定義 |
| | | 条例の位置付け | ・条例が自治体運営の基本的な原則であり、その趣旨を最大限尊重しなければならないという旨を規定するもの ・他の条例や規則の制定・改廃や計画等の策定・変更などを行う際には、自治基本条例との整合性を図るという旨を規定するもの |
| | | 基本原則 | ・自治やまちづくりを推進するための基本理念や基本原則(基本的な考え方)を規定するもの |
| | 市民の権利と責務等 | 市民の権利 | ・自治やまちづくりにおいて市民が主体的・積極的に関わる権利や役割を規定するもの |
| | | 市民の責務 | |
| | | 事業者の役割 | ・事業者の役割や責務を規定するもの |
| | | 子どもの権利 | ・子ども(未成年者)が、まちづくりに参加できるよう配慮する旨を規定するもの |
| 審議済 | 議会の役割と責務 | 議会の役割と責務 | ・議会の立場から自治やまちづくりに寄与する役割と責務を規定するもの |
| | | 議員の役割と責務 | ・議員として自治やまちづくりに寄与する役割と責務を規定するもの |
| | 行政の役割と責務 | 行政の役割と責務 | ・自治体の行政事務を管理執行する執行機関全体を通して共通する役割や責務を規定するもの |
| | | 市長の役割と責務 | ・まちの代表として、自治やまちづくり推進するための市長の権限や責務を規定するもの |
| | | 職員の役割と責務 | ・自治やまちづくりの重要な担い手である職員の役割や責務(心構え)を規定するもの |
| | 行政運営 | 総合計画 | ・総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための最高位の計画として位置付けるとともに、その計画を策定するための根拠を規定するもの |
| | | 人事・組織 | ・市民に分かりやすく、有用な組織体制を編成する旨を規定するもの |
| | | 財政運営 | ・長期的な視点に立った予算編成を行うとともに、計画的な財政運営を行う旨を規定するもの ・毎年度の予算及び決算、その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表する旨を規定するもの |
| | | 行政手続 | ・適切な行政手続を行い、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図る旨を規定するもの |
| | | 行政評価 | ・行政評価を実施するための根拠として規定するもの |
| | | 政治倫理 | ・市政の公正及び透明性を確保するため、市長や議員等が政治倫理の遵守、向上に努めなければならない旨を規定するもの |
| | | 法令遵守・公益通報 | ・市政の適正な運営のため、法令遵守に取り組まなければならない旨を規定するもの ・市政の違法行為について、職員等からの通報を受ける体制を整備する旨を規定するもの |

自治基本条例の検討項目一覧

※ 下線: 変更あり

| 審議 | 大項目 | 小項目 | 内 容 |
|---------|--------------|---------------|--|
| 審議済 | 行政運営 | 政策法務 | ・市政運営のために必要な条例等の制定改廃を適切かつ積極的に行う旨を規定するもの ・信頼される市政を確立するにあたって、法令等の遵守のための体制を整備する旨を規定するもの |
| | | 外郭団体 | ・市の外郭団体等について、適正な運営を維持するために必要な指導等を行う旨を規定するもの |
| | | 危機管理 | ・市が市民の生命等の安全を確保するための体制を整備する旨を規定するもの |
| | | 苦情処理・救済機関の設置 | ・行政に対する苦情の受け付けや、その内容を調査し、必要な場合は権利を救済するための機関を設置するべきことを規定するもの |
| | | 監査 | ・公正な行政運営を行うために、監査委員制度及び外部監査制度などの整備を行う旨を規定するもの |
| 本日の審議項目 | 情報の共有 | 情報共有(情報公開) | ・市民に対して市政情報を積極的かつ迅速に市民へ公開及び提供する旨を規定するもの ・市が市民と情報を共有するための仕組みづくりについて規定するもの |
| | | 個人情報の保護 | ・市が個人情報を適正に取り扱うとともに、その利用や情報提供等に関し適切な保護措置を講じる旨を規定するもの |
| | 参画・協働 | 市民参画の原則と仕組み | ・市民や議会、市長等のまちづくりの主体が、参画と協働によるまちづくりに取り組む旨の基本方針を規定するもの ・市が市政に対する市民参画や協働を支援する旨を規定するもの |
| | | 協働の原則と仕組み | |
| | | 説明責任 | ・政策や事業等について、市民に分かりやすい説明を行う旨を規定するもの |
| | | 審議会等への参加(公募) | ・市が設置する審議会等(付属機関等)について、市民委員を参画させることや、一部の委員を公募により選任する旨を規定するもの |
| | | 住民投票 | ・市政に関し、特に重要な事案について、直接市民の意思を確認する手法である住民投票が実施できる旨や、その結果の取扱いについて規定するもの |
| | | パブリックコメント | ・市の重要な政策等について、市民から広く意見募集(パブリックコメント)を行う旨を規定するもの |
| | | 地域協議会、コミュニティ | ・地域づくりを行う住民組織についての規定や、市がその団体を支援する旨を規定するもの |
| | | 地域内分権 | ・地域の課題解決に向けて、住民自らが取り組むことについて、市が支援する旨を規定するもの |
| | 国・他の自治体等との関係 | 国及び県・他自治体との協力 | ・国、県等と共通する課題の解決を図るために、対等な関係で相互に協力し連携にする旨を規定するもの ・共通する課題あるいは広域的な課題の解決を図るために、周辺自治体と相互に協力し連携する旨を規定するもの |
| | | 国際交流 | ・国際間の連携・協力を深めて、国際的な視野、得られた情報や知恵等をまちづくりに生かす旨を規定するもの |
| | その他 | 条例の推進と見直し | ・条例が役割を十分果たすよう見直しや改善を確実に実施する旨を規定するもの |
| | | 委任 | ・条例の施行に関し、必要な事項を別に定める旨を規定するもの |